

行政処分について

今般、九州運輸局より、以下の処分を受けました。処分内容について厳粛に受け止め、運行管理・整備管理の徹底を図り、輸送の安全確保に努めてまいります。

処分運輸局：九州運輸局

処分年月日：2019年2月22日

処分内容：事業用自動車の使用停止（10日車）

違反内容：整備管理者の研修を受講させていなかった

※貨物自動車運送事業法第17条第4項

※貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条

講じた措置：整備管理者選任後研修を2018年10月30日に受講完了

再発防止策：2年に1度の受講が義務付けられている「整備管理者選任後研修」を、全事業所の整備管理者を対象に毎年受講することとし、本社にて研修受講促進ならびに履行確認を実施します。